

## IFRS Sustainability Developments

# ISSBが重要性(マテリアリティ)に関する教育的資料を公表

### 重要ポイント

- ▶ 本教育的資料は、ISSB基準に基づくサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別と重要性がある情報の開示を対象としている。本資料の内容は、ISSB基準の要求事項を上書き又は修正するものではない。
- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために特定のアプローチを用いる必要はないが、企業を支援するためのガイダンスの情報源が提供されている。
- ▶ 重要性がある情報の開示のみが求められるのは、情報が主要な利用者にとって関連性があるようになるためである。これには判断が必要であり、企業の事実と状況に固有のものである。
- ▶ 企業が環境や社会に与える影響は、その影響が企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得る場合、主要な利用者にとって重要性がある情報となる可能性があるため、無視すべきではない。

### 背景

2024年11月19日、国際サステナビリティ基準審議会(以下、ISSBまたは審議会)は、IFRSサステナビリティ開示基準(ISSB基準)に基づく報告におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会と重要性がある情報の開示に関する教育的資料を公表した。

本資料は、2023年6月に発表されたISSB基準、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項(IFRS S1)」及びIFRS S2号「気候関連開示」(IFRS S2)の導入を支援するというISSBのコミットメントの一環として開発された。

本資料の内容は本質的に教育的なものであり、ISSB基準の要求事項を上書きしたり修正するものではないことに留意されたい。

### 本資料は何を対象としているのか

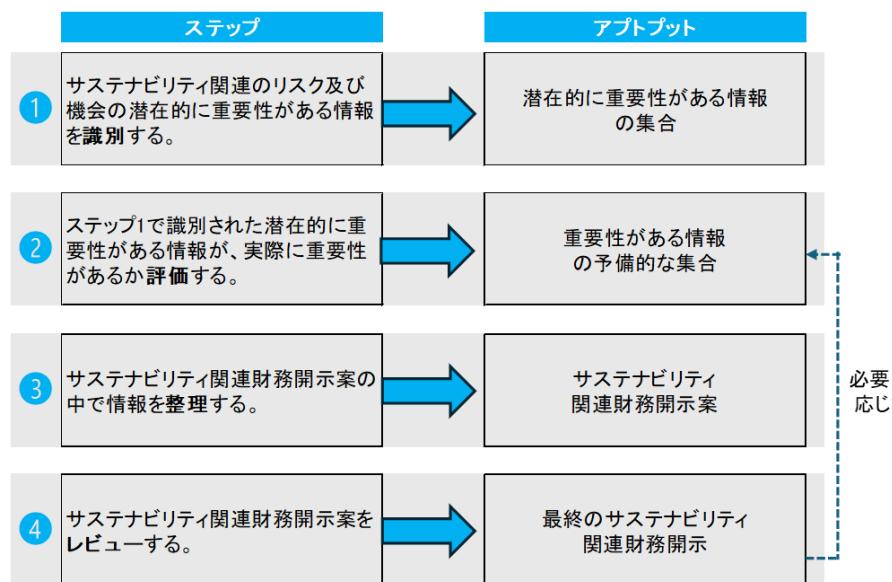
本資料は、企業が企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会、すなわち、短期、中期、又は長期にわたるキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、又は資本コストに関する重要性がある情報の開示を求めるIFRS S1の要求事項を中心に扱っている。

本資料は、重要性がある情報とサステナビリティ関連のリスク及び機会を定義し、ISSB基準の関連する要求事項を簡潔な言葉で説明することで、企業が最終的にサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別し、企業の一般目的財務報告書で開示できるように支援する。

つながり(connectivity)と相互運用可能性(interoperability)に関する考慮事項は、本資料全体に含まれている。つながりに関する考慮事項は、サステナビリティ関連財務開示が財務諸表と関連している可能性のある場所を強調している。相互運用可能性に関する考慮事項は、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)やグローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)スタンダードなどの他のサステナビリティ関連基準と並んでISSB基準を適用する企業にとっての関連事項を強調している。

ISSB 基準における重要性に関する関連要求事項をどのように満たすかを示すために、実例が示されている。企業が重要性がある情報を識別し開示するために従うことができる 4 ステップのプロセスの例が本資料(下の図 1 を参照)で提供されており、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の「重要性の 4 ステッププロセス」と類似している。

図 1(教育的資料からの抜粋):企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別し、開示する。



## 本資料の主要メッセージ

### ISSB基準における重要性の意味

ISSB 基準では、サステナビリティ関連のリスクや機会の重大性(significance や importance) に関する、重要性(マテリアリティ/materiality)という用語は用いられておらず、むしろ、それらのリスクや機会についてどのような情報を開示すべきかを決定するために重要性(マテリアリティ)が使用されている。

情報は、主要な利用者(投資者、融資者、又はその他の債権者)が企業への資源の提供に関する意思決定に影響を与える(influence)ことにより、企業の見通しに影響を与える(affect)ことが合理的に見込み得る場合、重要性がある。

ESRS や GRI 等、その他のサステナビリティ基準では、「重要性(マテリアリティ)」という用語は、重要性がある事項やトピック、及び、それらのトピックに関する重要性がある情報を指すため、より幅広く用いられている。本資料は、「ISSB 基準の『重要性(マテリアリティ)』と ESRS の『財務的マテリアリティ』の概念を適用する際に、これらの『マテリアリティ』という言葉の適用に違いがあるにもかかわらず、..この違い自体が、報告される情報に異なる結果をもたらすとは見込まれていない。」と説明している。従って、ISSB 基準は、主要な利用者にとって重要性があるとみなされる情報に関して ESRS と相互運用可能である。

ESRS では、財務的マテリアリティに加えて、企業の活動が人々や環境にどのような影響(インパクト)を与えるかを考慮したインパクトマテリアリティの評価を求めている。これは、ESRS が ISSB 基準とは異なり、主要な利用者だけでなく、他の利害関係者の情報ニーズを考慮していることを意味する。

ただし、本資料では、ISSB 基準を適用する際には、企業が人々や環境に与える影響を無視してはならないことを明確にしている。これは、その影響が企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得る場合、情報は主要な利用者にとって重要性があるものとなり得るからである。

## ISSB基準におけるマテリアリティへのアプローチ方法

### サステナビリティ関連のリスク及び機会をすべて識別する

ISSB 基準を適用する際に、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために特定のアプローチを用いる必要はない。

多くの場合、企業は、事業管理の一環としてサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためのプロセスをすでに確立している。これは、特に、企業の取締役会や経営者にとって重要な事項が、主要な利用者にとっても重要である可能性があるため、出発点として適している。

企業が事実と状況に基づいて関連性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別できるように、IFRS S1 にガイダンスの情報源が提供されている。これには、企業が参照及び考慮しなければならない SASB 基準の産業別の開示トピックや、CDSB フレームワークなど、考慮することができるその他の情報源が含まれる。

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための企業のプロセスは、利用可能な情報の幅が多岐にわたる可能性があるため、網羅的である必要はない。ただし、企業は「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」とが求められている。

最初の評価において、企業はバリュー・チェーン全体を通じてサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する必要がある。ただし、バリュー・チェーンは頻繁に変化する可能性があるため、企業はバリュー・チェーン全体でサステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲をより頻繁に再評価することを選択できるが、それが必要になるのは、重大な事象又は状況の重大な変化が発生した場合のみである[IFRS S1.B11]。

### 主要な利用者にとって、どの情報が重要性があるかを評価する

サステナビリティ関連のリスク及び機会をすべて識別したとしても、識別されたすべての情報が主要な利用者にとって重要性があるとは限らないため、企業はそれらについてどの情報を開示するかを判断する必要がある。ISSB 基準の適用にあたっては、重要性がある情報の開示のみが必要となる。これは、一般目的財務報告書で開示される情報が主要な利用者にとって最も関連性が高く、重要性がある情報が他の重要性の低い情報によって隠されないようにすることを目的としている。

例としては、運営のためにきれいな水へのアクセスに依存している醸造所のビジネスがあり、これを事業継続性に対するサステナビリティ関連のリスクとして識別し、水質が悪い場合、製品製造が妨げられ、収益に悪影響を与える可能性がある。ただし、他の企業にとっては、きれいな水へのアクセスがリスクとして識別されるかもしれないが、リスクに関する情報は、企業の特定の事実や状況によっては、その企業にとって重要性がない可能性があるため、その場合には開示する必要はない。

重要性がある情報を識別するには、判断が必要となる。企業は、各報告日における主要な利用者の情報ニーズに基づいて、これらの重要性を判断しなければならない。企業は、すべての主要な利用者の情報ニーズを等しく考慮し、共通の情報ニーズに焦点を当てる必要がある。これは、例えば、現在の投資家、将来の投資家、又は社会的及び環境的な目標を持っている場合がある「インパクト投資家」などの特定の関心を持つ投資家のいずれかの情報ニーズを特別視しないことを意味する。

### 定性的要因と定量的要因を考慮する

重要性の判断は企業の事実や状況に特有であるため、IFRS S1 は重要性の閾値を規定しておらず、特定の状況で何が重要性があるかを事前に決定していない。

EY は、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better questions)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY の詳細は、ey.com をご覧ください。

#### EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループについて

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準(総称して IFRS 基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続ける IFRS 基準を使いこなすために不可欠です。EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS 会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルな EY ネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

©2024 EYGM Limited.  
All Right Reserved.

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY 社が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

#### ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan 株式会社および他の EY メンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 010145-24Gbl の翻訳版です。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)